

第2回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

平成 29 年 5 月 23 日（火）10:00～12:00

2. 場 所

大阪府庁本館 5 階 議会特別会議室（大）

3. 出席者

《委員》（敬称略）

（座長）	溝畑 宏	公益財団法人大阪観光局 理事長
（座長代理）	谷岡 一郎	学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
	井上 幸紀	大阪市立大学大学院医学研究科 教授
	勝見 博光	大阪府立大学 21 世紀科学研究機構 客員研究員
	樋口 真人	弁護士
	廣瀬 茂夫	一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長
	宮城 勉	大阪商工会議所専務理事

〔※ 松村 孝夫（公益社団法人関西経済連合会専務理事）欠席〕

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長

4. 配付資料

資料 1	国の動向
資料 2	大阪 I R 基本構想（案）の作成について
資料 3	ギャンブル等依存症に関する検討状況等
資料 4	今後の進め方
資料 5	府民理解セミナーの実施について
参考資料 1	I R 推進会議開催要綱
参考資料 2	第 1 回 I R 推進会議 概要
参考資料 3	I R 推進局における事業者対応等指針

《議事概要》

開 会

○司会 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回 I R 推進会議を開会いたします。

私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事那須と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、大阪府・大阪市を代表いたしまして、I R 推進局長の坂本より挨拶をさせていただきます。

○坂本局長 おはようございます。I R 推進局長坂本でございます。

本日は、委員の皆さま方には大変お忙しい中、I R 推進会議にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

ご案内のとおり I R をめぐりまして、国におきましては去る4月4日に推進本部が開催されました。また、推進会議も、本日この後議論いただきますけれども、5月10日に第2回目の推進会議が開催されまして、いわゆる I R 実施法の策定に向けた取り組みが本格化しているという状況でございます。私どもといたしましてもこのような国の動きを注視しながら、大阪におけます I R の基本構想、また様々な懸念事項に対する対応についてスピード感を持って、着実に検討を進めていきたいと考えております。

本日の推進会議は、昨年度末に開催されてから第2回目ということでございますけれども、大阪における I R についてということを中心にご議論いただければというふうに思っております。どうか活発なご意見を頂戴いたしまして、大阪における I R の推進に私ども精力的に取り組んでまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、今回委員が1名交代されていますので、ご紹介させていただきます。

関西経済同友会様におかれましては、5月16日付で常任幹事・事務局長が交代され、それに伴い、齊藤委員にかわりまして新しく廣瀬委員に委員にご就任いただいております。廣瀬委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○廣瀬委員 ご紹介いただきました廣瀬でございます。

初めての出席となりますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

なお、本日は関西経済連合会の松村委員が欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に事務局より２点確認をさせていただきます。

まず、お手元にごございます資料の参考資料１のＩＲ推進会議の開催要綱につきまして、この４月に大阪府・大阪市共同の内部組織としてＩＲ推進局を設置したことを受け、２ページの第１０条下線部の部分を修正させていただいております。

また、参考資料２では、第１回ＩＲ推進会議の概要を事務局で整理しておりますので、ご参照をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと存じます。

以降の進行は溝畑座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○溝畑座長 それでは、第２回のＩＲ推進会議ということでございます。

冒頭、皆さまに２つ報告しておきたいと思います。

先般、ＩＲ推進会議、東京で２回目の会議がありましたけれども、その席上でもＩＲの施設のあり方について、世界最高水準のＭＩＣＥディスティネーションや、世界最高水準の滞在型リゾートや、そしてまた全国各地との連携など、こういう特色がさらに鮮明に打ち出されております。さらにそこには、国際競争力や我が国を代表するというワードも入っていました。したがって、今までの日本や観光という視点のみならず、世界レベルでどうなのかという視点をこの推進会議の中ではきっちりと議論していく必要があろうかなということでございます。

それから、少し具体的には申し上げられませんが、先般、事務局と関西の知事のところに回りました。ＩＲについて、関西広域連合において、広域観光の視点から調査検討していこうということで、いいお話し合いをさせていただいております。

ということでございまして、法案の審議とあわせて、我々が日本を代表する民設民営の施設をいかにしっかりつくっていくか、大阪の将来、そして関西の将来を見据えながらこのプロジェクトを進めていくという熱い思いを皆さまで共有していければと思っております。

それでは、まず資料１の議事に入らせていただきますが、資料１の国の動向につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは、資料１、国の動向についてご説明いたします。

まず、１ページをご覧ください。これは４月４日の国の第１回ＩＲ推進本部会合で示された資料でございます。資料の右側にありますように、国では４月６日に有識者からなるＩＲ推進会議を立ち上げ、我が国がめざすべきＩＲのあり方、ＩＲ区域の認定制度のあり方などを論点として、毎月２回程度、推進会議で検討を行い、夏ごろに大枠を取りまとめる予定と

なっております。その後、さらに国民的な議論を行った上で、推進法の施行後1年以内を目途として必要な法制上の措置がなされる予定となっております。

次に、2ページをご覧ください。これは第1回推進本部会合における安倍総理大臣の発言概要でございます。日本型IRには、国際競争力の高い滞在型観光の実現、大きな経済効果、雇用創出効果、あわせて全国で経済効果、カジノ収益を幅広い公益目的に還元、世界最高水準のカジノ規制の導入、IRについてのさまざまな懸念に万全の対策といったことが重要であると発言されております。

次に、3ページをご覧ください。これは5月10日の国の第2回推進会議で示された主な検討事項の資料でございます。(1)の特定複合観光施設の制度につきましては、ほぼ全ての項目が第2回推進会議において審議されておりますが、それ以外の事項につきましては第3回以降の推進会議で審議される予定となっております。

次に、4ページをご覧ください。第2回推進会議で審議された事項につきまして、主なポイントをご説明いたします。

まず、上段の特定複合観光施設でございますが、それを構成すべき中核施設の機能、種類について、カジノ施設に加え4点が示されております。1点目は、aのMICE誘致に当たり日本の国際競争力の向上が図られる機能。2点目は、bの我が国の魅力をショーケースとして強力に発信する機能。3点目は、cの各地へ観光客を送り出す機能。4点目は、dの宿泊需要に対応し、かつ宿泊需要を生み出す機能となっており、特定複合観光施設はこれら全てが一体となっている施設とする方向が示されております。

次に、中段の構成施設、一体性の原則、施設と区域の対応関係でございますが、2つ目の○の施設の設置・運営の一体性の原則にありますように、一体性が確保された事業者による経営や、一群となったIR施設を単一の区画に集約して設置といった方向が示されております。

最後に、下段の区域認定制度でございますが、1の区域認定を行う主体といたしましては国土交通大臣、2の区域認定の申請主体は都道府県を基本としつつ、政令都市も含めるという方向が示されております。また、3番目の事業者選定と区域認定の先後関係では、地方公共団体が事業者を選定し、その後、その提案に基づいた具体的な事業計画等を作成した上で国に申請を行い、国は当該事業計画等に基づき区域を認定するという方向が示されております。

以上が国の推進会議で示された内容でございます。

最後に5ページをご覧ください。ただいま説明いたしました国の検討事項などに対して、今後、大阪府・大阪市といたしましても必要に応じて国へ確認、あるいは要望を行っていくことも考えており、留意すべき点をこの資料で整理させていただきました。まず、効果を最大限に発揮できる制度設計といたしまして、特定複合観光施設の種類の柔軟性、あるいは夢洲という広大な用地を最大限に生かせるか、さらには事業者選定が先行実施となった場合における適格性審査のあり方などに注目しております。次に、納付金・入場料といたしまして、国際競争力を有した上での国と地方のあり方、あるいは地域の実情に応じて効果的な還元ができる使途などの視点から検討していきたいと考えております。最後に、ギャンブル等依存症などの懸念事項につきましても、現状や課題を整理の上、国と地方の役割など必要な事項を検討していきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○溝畑座長　ありがとうございました。

それでは、今の説明プラス、最後に国の検討事項等に係る視点等につきまして意見交換していただきたいと思います。

少し私のほうから追加いたしますと、この点について実はかなり急ピッチで我々のほうでも国に対する要望を考える必要があると考えています。今、既に来年度の政府要望について各自治体で作業が行われております。しかも制度設計について国の推進会議で次々と方針を出すその前の段階に、要望もどんどん我々としても言っていく必要があろうかなと。スケジュール感について、ある程度スピード感と緊張感を持たないと、我々が意見を出すときにはタイム・イズ・オーバーという事態も危惧されますので、ぜひそのあたり、まだまだ国でこれから制度設計するもの、あるいは今回制度設計の基本的な方針が出たものに対し、自由に意見交換をしていただければと思います。

○坂本局長　今回、国で特定複合観光施設の考え方について一定大きな考え方が示されてございます。特に一番上の4点ほど、中核施設の種類の機能についてあり方が示されておりますけれども、この内容につきましては私ども大阪府・市、それから経済界の方も交えましてこの間、夢洲まちづくり構想（案）というものを取りまとめてございます。基本的には、私どもこの間検討してまいった方向と軌を一にする内容ではないかというふうに受けとめているところでございまして、1点目のMICE機能の重要性、特に国際競争力の向上という点が挙げられておりますし、cのところでは各地へ観光客を送り出す機能を有する施設といったことが掲げられております。これは私どもも広域的な連携の必要性について、この間まち

づくり構想の中でも言及しておりますので、基本的にはその方向と同じではないかと受けとめております。

あと、今回この検討事項に関する視点として幾つか挙がっておりますけれども、構成すべき中核施設の機能ということでこの4つが挙げられており、私どもといたしまして、できるだけこの夢洲における国際観光拠点、I Rの効果を高めていくためには、ここで挙げられているもの以外にやはり観光振興に寄与するものというのは幅広く認めていただく必要もあるのではないかとといったことも少し考えてございます。あと、夢洲が広大な用地を有している視点ということで、現在第1期の70ヘクタールをI R用地として想定してございすけれども、この大きさをできるだけ生かしていけるような、そういう制度設計にしていただければというふうに思っているところでございます。

また、事業者の適格性審査ということも挙がっておりますけれども、これにつきましては今回事業者選定を先行させるという方向性が一定示されてございますので、そうなりますと地方公共団体での選考過程でこの辺の事業者の適格性についても一定審査することが求められてくるのかと思っています。このあたりについてはその後のライセンスの付与とも関係がございすけれども、一定何かそのあたりについて、国で予備的な審査を行っていただける等、全国の中でそういう審査が重ならないような、そういった工夫もあってもいいのではないかなと少し思っているところでございます。このあたりについてご意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○溝畑座長 どうでしょうか。

○勝見委員 5月10日の国のI R推進会議における検討事項の中で、少し大阪として注意しておかなければいけない点が、個人的には2つあると思っています。

1点目が、設置運営の一体性の原則の中でうたわれています、その中の例外と言ったらおかしいですけれども、例示として、経営資産と経営・運営の分離という項目、それから経営と運営の分離という2点が例示として出されています。初めの経営資産、すなわち土地・施設と経営・運営の分離については、大阪において結構関連するテーマになるのではないかと個人的には思っています。といいますのも、今、夢洲を開発するに当たって土地の所有をどう考えるか。それを例えば売却してしまうのか、それとも賃貸にするのかという問題があります。個人的にはいろいろな問題、例えばサステナブルな開発の問題であったり、それから安全保障上の問題から、あまり土地を売却するべきではないと思っているのですが、仮に賃貸にするとした場合、上下分離、要するに大阪市側が土地を保有したまま、その上で民設の

建物を建てた事業者が運営を行っていくという、この上下の分離の考え方はきちっと整理しなければいけないと思います。このあたりは十分に国との対話をしていくべき大きな点ではないかと思います。

それから、もう1点注意すべきなのが、今回インパクトのありました事業者選定を優先するというので、具体的な事業計画を事業者とともにまず自治体側がつくりましょうというところにあると思います。これは当初から大阪はそうなるかなということの議論を結構していたかと思いますが、もう一つ欠かせない視点としては、そこに注記されていますように、自治体側の役割というのが明確に書かれているかと思います。そこではインフラ整備や周辺環境対策、懸念事項対策等の公共団体施策をまとめる義務みたいなものが明確にうたわれています。ですから、結構自治体側の負担というのも大きいと思います。民間事業者側のいわゆる事業計画と自治体側のインフラ整備であったり、場合によってはスマートシティ構想みたいなものも含めて、取りまとめる自治体側の役割が強調されているので、このあたりをどうやっていくかということも具体的に議論すべき点なのかなと思っています。

以上2点が今回の検討事項の中で大阪が注意しなければいけない点かなということで発言させていただきました。

○谷岡委員 まず、適格性審査についてですが、海外の事例を見ますと大抵審査される側がその費用を出しております。したがって、国がそういう適格性の審査を行うにしても、自分が潔白であることを証明する費用を事業者側に出させる、要するに税金を使わないで済むシステムというのを地方から国に要望するべきだと私は思っております。すなわち海外では例えばの話、ある日本人がラスベガスで申請したときには、自分の身の潔白、三親等に至るまでの全てのトランザクション、銀行口座、過去3年の出入り、ヤミ組織とのつながり、そういったものがあるかないかといったことを全部過去にわたって証明するための費用が、大体平均でワンミリオン、安い人でハーフミリオンダラーかかります。ですから、そういう意味において、自分の身の潔白性を証明し、そして私は申し込む資格があるのだということを審査する費用は、申し込む人に出させることを要望していただきたいというのが1点。

それからもう一つは、各地へ観光客を送り出す機能と言いましたが、受け入れる側が実はまだ私の意見では寝ております。日本には有り余るすごいコンテンツが、特に関西地域には固まっているのですが、みんなそれに気がついてないのです。みんな大仏や金閣寺などの世界遺産は注目します。でも、単なるデパートの地下の食料品売り場やスーパーマーケットなど何でもツアーになり得るのです。地方にはまだまだいろいろなコンテンツが眠って

いる。それを半日コース、一日コースなどでまとめない限り、送り出しと言っても単に場所を紹介するだけになってしまいます。だからそういったいろいろな地域との連携を積極的に働きかけ、相談に乗り、またそういう戦略を練る場があってもいいなと考えております。

以上です。

○溝畑座長　ありがとうございます。そのほかどうでしょうか。

○廣瀬委員　2017年5月10日に開催されたIR推進会議では、地域選定に際して地元自治体は事業者を選定した上で国に申請する方針が示されました。私はこれに関して、「IR開業の時期が遅れていくのではないかと非常に懸念しております。例えば、「2025年に、まだ夢洲でIRの工事中」ということになれば、万博を開催している横でブルドーザーが走っているということになります。やっぱり、きちんとIR業者がオペレートして、一部のMICE施設を万博に使うぐらいの感じでないと、多分2025年ですうまくいかないと思います。それから逆算した場合に本当にこのスケジュールでいけるのかと大変強く懸念いたします。これに関してもう巻き返しできるかどうか分かりませんが、強い懸念を示していいのではないかと思います。

また、そもそも今回の方針は、国が事業者を認定するというに近いと思います。やはり地方分権の考え方からいくと、我々が大阪の未来を決めるのであって、国に業者を選定してもらうというのは考え方からしておかしいのではないかと思いますので、ひっくり返せるかどうか分かりませんが、その点については一度「こんな意見もあるよ」ということはおっしゃっていただいていいのかなと思います。

少し先々の話になるかも知れませんが、今後、大阪はIR事業者を選んでいかないといけないことになってきますけれども、それに関してやはり相手、オペレーター側もかなり海千山千でありますから、これをきちんと見極めることのできるパートナーを、大阪も今のうちから目をつけておかないといけないのではないのでしょうか。これから事業者が決まってくると、それに対して様々なコンサルタントがついていくわけですね。我々は彼らに対し、法律の非常に難しいところまで詰めて考えないといけない。そのときに、では今のメンバーで、大阪府・市の現有戦力で、果たして非常に細かい文言まで詰めて契約できるのかと非常に疑問があります。後になればなるほどIR事業者と組む人が増えると予想されます。なぜなら、そちらのほうが成功報酬でたっぷりフィーをもらえるからです。そういうところに早く目をつけて大阪府・市としても連携しておかないと、後になってパートナーとなるコンサルがいなということになりかねませんので、この辺については意識しておくべきかと思います。

3点目について申し上げますけど、あとは税金などをどれだけを行政が取っていくのかというところ、これが決まらなないとI R事業者も一体どれぐらいの投資をするのかというのは決まらないと思います。後の議論とも重なりますけれども、我々の目的はあくまでM I C E施設をきっちりと整えてもらうのが大前提でありますから、税金が高くなり過ぎてM I C E施設は小さいものしかできませんということになると本末転倒になります。その辺のところをやっぱり何が目的で何が重要であるかということについて、しっかりと国と打ち合わせていくべきだと思います。

以上です。

○溝畑座長 少し今の点、私から補足します。私は実は法案を作るときから関わっておりしたので、今の内閣官房を擁護するという意味ではないのですが、まず地方公共団体の自主性、主体性については、しっかりとこの法案上は担保されていると思います。しかも、まず基本構想を作って、議会の同意を経た上で提出するというのは、かなり地方自治体の自主性、主体性が尊重されているという点であります。それにあわせて、なぜ事業者の決定が先になったかという点につきましても、これは恐らく法案の附帯決議、そしてまたその法案の審議を見ていただければ分かりますけれども、国の審査、地方公共団体、議会の議論にあたり、事業者が決まらない段階で、具体性、計画性のないものを出しても、精度、内容のある審議、審査ができない。したがって、まず地方公共団体が国と連携を取り、基本構想を策定する。その中で事業者を決める。国に基本構想を申請するにあたり、議会の同意を経るということですから、地方公共団体の自主性、主体性、住民同意のコンセンサスが尊重されています。大阪がI Rを立地するにあたっては、2025年の万博の前にオープンする必要がある、スピード感を持って進めていく必要があると思います。今後、実施法が制定されて事業者を決定する、議会の同意を経る、国に申請する、国の認定を経る、そこから建設期間を入れると、やはりかなり迅速かつスピーディーな対応が必要であるという認識は我々持つ必要があると思っています。

それから、納付金の問題については、今回の国会の審議でも議論がありましたとおり、民設民営として民間事業者が投資意欲を減退させない、国際競争の施設をつくるような投資環境をしっかりと作るということが、この法案を制度設計した趣旨、目的に入っておりますので、このあたりは当然国も十分に留意しながら進めていくということだと思っています。ただ、今後の制度設計の中で納付金・入場料についての用途についてはまだこれから法案審議されます。これは国が主体的に徴収するのか、自治体が徴収するかということは、これも今後の

法案審議で決まっていくことになりますので、このあたりは単に大阪府・市のみならず、横浜や他に名乗りを上げているところとも協調しながら、しっかりと国と向き合っていくことが必要かと思っております。

また、おっしゃったように納付金と入場料の水準が分からないと事業計画を民間が書けないというのはおっしゃるとおりでありまして、今、法律が成立するとともに納付金・入場料の率まで出るのか。通常の今までの地方税財政の仕組みからいくと、大概、政令、省令マターなのですね。そうすると、法律が成立してから二、三カ月後に政令、省令という形で施行されると。ただ、このあたりもできるだけ我々から見るとスピーディーに、できれば法律が施行されるとともに率を明示するなり、あるいはそのあたりの枠組みぐらひは、今後我々が事業公募にスムーズに移行できるように要望してまいりたいと考えております。

私はかなり地方公共団体の自主性、主体性が担保されていて、局長からも説明があると思いますが、当然それを意識してしっかりとリーガル、そしてまた財務も含めてしっかりとした事業者を選んでいく仕組みはこれから作っていく必要があるということであると思います。

○坂本局長 今、納付金のことについてもご議論いただきました。私どもも非常にここは注目しているところでございます。特にやはり今座長からもありましたけれども、国際競争力を失わせないということとともに、やはり公益還元ということも一つの大きな目的になってございますので、そのあたりのバランスを制度設計の中でどのようにとっていただけるのかということが非常に重要だと思っています。また、その割合もさることながら、その使途についてもやはり地方の実情に応じた形にさせていただけるような、そういう形について国にも要望していきたいと思っております。

また、スケジュールについて、事業者選定が先になったことで遅くなるのではないかとというご指摘もありましたけれども、私どもは、先ほど座長からもありましたとおり、やはり2025年の万博前にということは当然意識してございますので、そのことによってスケジュール感が遅れることのないように、この点も国にはしっかりと話をしていきたいと思っております。

事業者を見きわめるパートナーの点についても、大変ご心配いただいたところでありがとうございます。そこはいろいろな専門家の方も交えながら、府・市の中でしっかりとした体制を構築していきたいと考えてございます。

最初に、勝見委員から売却あるいは賃貸といったご指摘もいただいておりますけれども、これはこの設置運営の一体性の原則が今回示された中で、やはり一体性というものを重視し

ながらこの辺の事業運営形態のところも示されておりますので、そこは今後の国の議論を我々としても十分注視していきたいと思っております。また、地方の役割が重要だということは、私ども非常に今回ひしひしと感じてございまして、地方の中でしっかりと事業者を選定して、そして地域社会における合意形成をしっかりとしていくことが、まさに私どもの責務であろうと認識しております。

谷岡委員から、審査する費用を求めるとありましたが、非常に貴重なご提案だと思います。費用について、恐らく相当な費用が要るのではないかという話もございまして、その点についてはそういったことも含めて考えてまいりたいと思います。また、各地に観光客を送り出す機能につきまして、特に関西、これは京都、奈良、神戸を初めとして観光資源が非常に豊富な地域でございまして、そういった関西の各市と連携をしっかりとっていくこと。そのことによって相乗効果のネットワークをできるだけ築いていくということが大切だと思いますので、この点も我々関西の各地にしっかりと働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○廣瀬委員 先ほどの「他地域との」というところですが、関西だけでは私は少し寂しいと思っております、特に夢洲ということでもありますから、船を使って、例えば九州ぐらいまでの航路も考えてはどうでしょうか。今、関西から入国して東京から出国するルートもありますので、西日本をもっと活用するということをやってもいいのではないかと思います。必ずしも関西だけにこだわる必要はないと思います。

○坂本局長 ありがとうございます。私どもも基本的にそういう認識をしております。関西というのはまず第一ですけれども、この間まとめております夢洲まちづくり構想の中でも、関西からさらにネットワークを西日本へということを経野に入れるべきだということで記載もございまして、そういった方向で今後検討を進めてまいりたいと思います。

○溝畑座長 よろしいでしょうか。今のご議論については、また基本構想の後にたっぷり時間をとっておりますので、そこでまた大いに議論していただきたいと思います。

今、委員の皆さまから非常に貴重なご指摘がございました。特に留意していただきたいのは、本当に我々が想像する以上にかなり急ピッチで国の制度設計が進んでいるということに対して、そしてまた私も5月に各自治体の関係者の皆さまとお集まりしたときに、協調して制度設計を出していこうという話もございまして、ということでございまして、委員の皆さまのご意見を踏まえながら、スピーディーに国に対して制度設計要望などの対応をしていくということで、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、資料２の大阪ＩＲ基本構想について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは、資料２、大阪ＩＲ基本構想（案）の作成についてご説明いたします。

まず、この基本構想を作成する目的でございますが、大阪がめざすＩＲの具体的なイメージがつかめるよう、ＩＲについての基本的な考え方をはじめ、施設計画の大枠やギャンブル依存症等の懸念事項に対する取り組みの方向性などを明らかにするとともに、府民、市民の理解促進にも資するために作成していきたいと考えております。

次のⅡの項目（案）でございますが、基本構想（案）に盛り込む内容といたしまして大きく５項目を考えております。１点目は、「大阪がめざす方向性・ＩＲの必要性」といたしまして、大阪を取り巻く状況や課題などを踏まえ、なぜＩＲなのか、大阪がめざすべきＩＲはどのようなものかなど基本的な考え方を整理していきたいと考えております。２点目は、

「大阪ＩＲの概要」といたしまして、基本コンセプトや開発概要、大阪がめざすＩＲに必要な機能や施設など、施設計画の大枠を整理していきたいと考えております。３点目は、

「ＩＲ立地による効果」といたしまして、ＩＲが夢洲に立地した場合における集客効果や経済波及効果など数値的なものを整理するほか、納付金・入場料の活用、関西・日本全国への広域的な相乗効果などの視点からも効果を整理していきたいと考えております。こうしたＩＲ立地による効果を整理する一方で、ギャンブル依存症をはじめとするさまざまな懸念事項についても、大阪がどのように取り組んでいくのかきちんと整理する必要があると考えております。そのため、４点目では、「懸念事項と最小化への取組」といたしまして、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成など、懸念事項に対する取り組みの方向性などを整理していきたいと考えております。５点目は「地域の合意形成（府民理解の促進）に向けた取組」といたしまして、１点目から４点目までで整理する大阪がめざすＩＲなどの姿を府民や市民、経済界の皆さまにご理解いただくため、どのように取り組んでいくのかということを整理していきたいと考えております。

最後に、Ⅲの今後のスケジュールでございますが、この推進会議における議論や国の制度設計の内容などを反映の上、本年の９月ごろには中間骨子を作成したいと考えております。その中間骨子をもとに、さらに推進会議でご議論いただきますとともに、府議会、市会でもご議論いただき、本年の１２月頃には大阪ＩＲ基本構想（案）として取りまとめていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○溝畑座長 ただいまの資料につきまして、大阪 I R 基本構想の作成についての説明がありました。この I R はどうあるべきかということは、ここの推進会議のみならず世界の動向を踏まえつつ、経済界、また府民、市民の皆さまの意向も十分踏まえながら、世界最高水準の I R 施設という法案の目的に沿って、今後のしっかりとした合意形成と組み立てをしていきたいと思います。これにつきましては、本当にそれぞれ見識のある皆さまでございます。それぞれご自由に、皆さま最大 5 分、5 分と言わずに 10 分でも 15 分でも思いのたけをしゃべっていただいて結構でございます。まずはそれでは谷岡委員からお願いしたいと思います。

○谷岡委員 まず、最初に言っておきたいのは、日本全体のみならず世界中で社会がどんどん変化している。もちろんフランスの今回の状態、ブレグジットやアメリカなど全部見て、各国を見渡しても人口動態、文化形態、経済状況、エコシステム、社会はどんどん変化しているにも関わらず、変わりたがらないパワーが日本には存在する。現状維持だけに汲々として競争心をなくし、それがやっぱり将来日本をつぶしていく可能性があるとは私は思っております。ところがうれしいことに関西圏では、人生は楽しいものであるという前提のもとに、昔から変化にいち早く対応してきた。しかも時代を先取りしてインキュベーション、イノベーション、いろいろなことをやってきた。だから新しい産業の多くはこのあたりから出ているのもそのおかげだと思いますけれども、だからこそ大阪はやっぱりまず模範にならなければいけないし、それを打ち出していかなきゃいけない。私が求める大阪の I R というのは、まず発展型、進化の余地のある施設であること。つまり 10 年後、20 年後、50 年後とどういう形かはまだ現在ではおぼろげにしか分からないにしろ、どんどんまちが進化していくのだと。そういう前提のもとにまず骨格を作らないと、これで完成形というのは全然間違っていると思います。

だから、またそこにおいてメリハリある、ギャンブルなどやりたくもない、見たくもないという人達の権利もやっぱり守っていかなければいけない。逆に例えば、後で依存症対策のところでも話をしますが、今、広告などを見ていると、露骨な広告が山ほどあり、それはテレビで言うこと自体私は既におかしいと思います。ですから見たくない人達、やりたくない人達の権利もきちんと守られていく、そういうメリハリのある I R 施設にしていけないといけないと考えています。

言いたいことは山ほどありますけれども、1 つだけ少し前振りとして言っておきますと、ギャンブル依存症という時に、教育レベル、予防レベル、早期発見レベル、治療レベル、強制隔離レベル、アフターケアレベル、それぞれについて家族や周りの人達の対応レベル、そ

ういった次元の違うものが山ほどあるのですが、今、厚労省がやっているのは実は治療の部分だけです。はっきり言いまして、残りは全然お金が出ておりません。それを大阪が率先して、実は我々が最高のものを作るのだ、だからここにおいてこういうことをするのだという意思をぜひ見せていただきたいなというのが私の意見です。

以上です。

○溝畑座長 井上委員、よろしくお願いします。

○井上委員 総理大臣が色々とおっしゃっていることが当然ベースになると思いますけれども、やはり大阪の活性化、そして日本の活性化が大事だと思っています。近くには京都や兵庫、奈良などいろいろなところがありますし、伊丹空港、神戸空港や海路を使えば、本当に日本中全部どこへでも行けるというのが大阪のメリットです。そういう大阪の特徴を活かした、どこにもない最先端のＩＲというものをイメージして参加させていただいています。人を集めるハブとなるＩＲにさせていただきたいですけれども、ビジネスマン相手としては国際水準の会議場が必要ということになり、ファミリー向けという形であればやはりエンターテインメントです。これは総理大臣のおっしゃっていた日本のショールームということで、すごく興味があります。実際、カリフォルニアにディズニーカリフォルニアというのがありますけど、昔僕がいた頃はソアリン・オーバー・カリフォルニアといって、ＶＲみたいな形でカリフォルニアの観光をそこで経験することによって、実際行ってみようというアトラクションがありました。今はそれがソアリン・アラウンド・ザ・ワールドという形で、世界中の観光を疑似体験することからいろいろなところに波及させたいというアトラクションもありますので、やはりエンターテインメントの部分で日本のショールームみたいなものを作っていくことによって、大阪や関西だけではなく日本全国との連携も取れていくと思っております。また、そういうショールームの中では、世界最高水準の体験型のスポーツやエンターテインメントといったものも当然大事だと思います。あくまでその１つとして私はカジノがあると思っております。ただ、やはり新しいものを作るわけですから、リスクをミニマムにしていきたいということがありまして、今お話ししたように家族で楽しめる、他に楽しめるということ、実はカジノだけではないということがリスク管理にもなってくると思います。やはりカジノの全体における立ち位置というものを考えていけたらと思っております。

皆さまご存じのシンガポールでしたら、最先端のＩＴを使ってコントロールしいろいろなデータが出てきていますけれども、当然シンガポールができた時より今のほうが進んでいます。また、谷岡委員がおっしゃったみたいに、未来に向けて未完成型であっても、もっと最

先端のＩＴを使っていくことによって、皆さまのご懸念を減らすような何らかの対策ができないかということを考えたいと思っております。

ここから委員長へのお願い的なことになってきますけれども、シンガポールですとＩＴ等で人の認証などいろいろなことをやっています。当然それはカジノでのコントロールとしてはすごくいいと思いますが、そこできっちりと個人情報を取れるのであれば、例えば、カジノ外アミューズメントでの割引などにも結び付け、より大きくは日本国内での行動データの収集や利用などが考えられます。谷岡委員がおっしゃったように、治療というものは正直地域の問題で、あまりＩＲの中で完結するものではないと思っていますけれども、ＩＲにおける予防やＩＲを核にして新たな予防施策への提言ということまで考えていく時には、そういうように少しカジノだけではない様々な行動解析から検討することが重要と思います。個人情報を扱えるような形となれば一次予防にもまた新たな対策の検討にも資することができると思います。そのため、ギャンブル依存に対することで夢洲における個人情報に対する規制緩和や特区というものをお願いしたいと考えます。ただ、これはすごく大きなものになりますし、場合によっては時間がかかりますので、先ほど言うべきか少し悩んでいましたが、ＩＴ化を進めるからこそ、個人情報にかかる扱いについて議論する場を設けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○勝見委員 大きく２点の視点を提言したいと思っています。国が示した日本型ＩＲに欠けている視点として２点挙げたいと思っています。

１点目は、谷岡委員と全く同意見ですが、やはり２０５０年や２１００年を視野に入れた長期的な展望が絶対必要だと思っています。このＩＲというものを、要するにサステナブルな産業として捉えるということが重要だと思っています。そもそも一般論として、都心臨海部はいろいろと港湾機能が衰退したり、大型化して沖合に出たりということで、かなり変化が激しい場所になっています。例えば、工場立地や物流立地があったり、最近居住やエンターテインメントということも注目されたりなど、この１０年や２０年、ずっと安定した状態にあるということは都心臨海部にはないわけです。そういう変化の中で、やはり５０年、１００年を見据えたまちづくりとして、このＩＲを捉えるという視点が重要かと思っています。具体的には、このＩＲ基本構想の中に２０５０年、２１００年のバイエリアのマスタープランを組み込むことが、僕は重要ではないかと思っています。

それから２点目が、まさに日本が抱えている問題ですけれども、人口減少時代の対応ということ、このＩＲの中でしっかり捉えていくべきだと思っています。全国のどこよりも早

く人口減少が進む都市が大阪ですから、まさに象徴的な事例になると思ってしまして、まさにこの人口減少があらわすポイントというのは2つあると思っています。1つが労働力不足、もう1つが需要不足、この2点の不足が起こってくるわけです。言いかえますと生産年齢人口が減り、そして消費人口が減るという時代がやってくるわけです。その中で労働力不足に対しては、今、あのディズニーランドでさえ人手が足りないと言っています。宅配業界は即日配送競争をやめて値上げまでしているという状況になってきています。これらはまさに少子高齢化による現役世代の減少が原因ですけれども、では、その大阪に限って考えても、I Rが単に雇用吸収力のみをうたうというのは、少し違う時代になってきている気がします。例えば、シミュレーションでは2万人の直接雇用があるなどと言われてはいますが、2万人雇用ができるので万歳と言っているのではなく、むしろ2万人の雇用をどうやって確保するのかということの方が、大きな問題になってきている時代だということです。そこに対して具体的にどのようなことを考えていかなければいけないかというと、1つは他の産業に対して極めて生産性の低いサービス産業の高次化を徹底して図っていかなければいけないですし、そもそも賃金を底上げしていかないと、いわゆる製造業の70%ぐらいの年間賃金が取れていない。いわゆる大阪が柱としているサービス産業をどうしていくかということが、このI Rが抱えるべき1つの問題でしょうし、それから雇用環境という意味でみますと、I Rは365日24時間稼働する場所です。これは労働環境としては大変厳しい環境であるかもしれません。そうなりますと、通勤や託児など様々な問題を解決しなければいけない。それから、そもそも足りない労働力をどこから持ってくるかというと、シンガポールの事例では、どちらかというと移民で対応しています。移民で対応してある程度生産性が低くて賃金が安くても、移民だからそれがやれている部分があるのでしょうけれども、日本の場合はそういうわけにいかないです。簡単に移民で対応しますというと、そういうわけにもいかないのです。そうなりますと女性やシニア層の活用が絶対に必要になってきます。この辺、もともと大阪や関西というのは、女性の社会進出は低い地域でもあるので、これは本当にいいチャンスだと思います。そういうように、大阪は真っ先に人口減少社会における処方箋を示すことが重要です。

それともう一つが需要不足に対してなんですけれども、少なくとも高度成長期は人口が右肩上がりが増えていって、コモディティの商品が売れていくことで需要が賄えていき、ほとんど人口の増大と需要というのがイコールでしたが、今はそんな時代ではないです。コモディティが売れない時代でもありますから、そういう意味では北欧型の経済みたいなもので、

人口が減っていても生産性が上がるという、そういうところがめざしていかなければいけない部分だと思っています。そういう意味で、幾つかの具体策がここでも必要となっていて、I Rがもたらす来日外国人によるインバウンド消費を増やしていく。これもある意味外需ですから、統計上は輸出項目になるわけですがけれども、こういったものを増やしていく。これは分かりやすい話。それとともに、やはり生産性を上げるということで、付加価値商品やサービスを徹底してI Rの議論の中で考えていく。消費も重要でしょうし、そういった中で客単価の増大を図れるような多様性であったり生産性というものを議論していくということがここでは大事です。

最後に、もう一つは、人口が減っていくわけですから、限られた機会をどうやってビジネスや経済に結びつけていくかということで行くと、1つのテーマとしては夜間経済の振興というのが挙げられると思っています。ですからいわゆる昼と夜の消費というのを2つ別に捉えたうえで、夜間の消費であったり夜間経済というものを正面から捉えていく。これは都市の魅力にもつながる話で、今、ニューヨークやロンドンに行きますと、都心部に行けば行くほど夜間の人口密度が高まる、そういう傾向にありますけれども、残念ながら、例えば我々が事務所を置いている中央区などはまだまだ夜が寂しいです。そこにマンションなども増えています、やっぱり夜の楽しみがないと、要するに都心居住みたいなものはなかなか定着していかない。この部分も含めて、夜間経済と都市の夜間の魅力みたいなものを十分に検討していくことについて、このI Rがきっかけになるのではないかと思います。そういう意味で、今言いました長期の視点と、人口減少時代の労働力不足と需要不足の視点というものを、この中で議論していければと思っています。

以上です。

○樋口委員 この会議、前回も委員として参加させていただきましたが、始まる前にシナリオがなく、当然振付けもないため、各委員の大変高尚なお話を聞けて非常に勉強になっております。その中で、大阪I Rの基本構想について意見を求められたわけですがけれども、まず何と言っても、I Rについての様々な懸念への対策については、座長が言われたとおりスケジュール感を大切にすることや、あるいは大阪の現場に密着した形でいろいろ考えていくべきであると思っています。国でも4月4日の第1回推進本部において、本部長である安倍総理が、資料1の2ページ目の(5)で発言されており、重要な論点になっていると思います。ただ、国レベルでもこれから議論を進めていくものでありますが、座長が言われているスケジュール感を考えていくと、警察が関連する事柄で考えても、警察庁という国のレベルから

都道府県警察本部長、あるいは警察署とどんどんと現場になっていくと、現場へいけばいくほど地域性、あるいは地域の特殊性ということを踏まえて具体的施策を展開していかなければならないと思っています。そういう意味で、国のレベルでの議論が進む中ではありますが、それを踏まえつつも、大阪として実際に現場として事業を進めていく立場から、地域性という観点も踏まえた上で具体的な手段、方法を検討していくべきだと思います。

ギャンブル等の依存症に関する検討状況について、資料３で国レベルの検討状況、厚生労働省の取り組み等とともに、大阪府内における取り組みについても説明していただいています。これは後で議論されるでしょうが、私はこの依存症対策という議論だけでなく、国レベルでも懸念事項とされているマネーロンダリングや青少年の影響等についても同様に、関係部局等から既にヒアリングを水面下で行っておられると思いますけれども、関係部局等からヒアリングを十分にさせていただくことを期待します。関係部局のしかるべき幹部をメンバーとする専門部会を設けるかどうかについてまではどうこう言いませんけれども、関係部局からヒアリングしたものについて、具体的な問題・課題、そしてそれを克服するための具体的な手段・方法、そしてその手段・方法を導入するうえで人的・物的・予算的な課題があるはずなので、そういったことについても、大阪において議論を深めていただければと思っています。そして、その議論の結果を、たたき台かもしれませんが、この推進会議の場でもご紹介していただきたい。それが府民、市民の方々の懸念、心配を解消するうえでも一番有効なものだと思いますので、スケジュール感を持って進めていただければと思います。

私がしゃべることはどうしても後ろ向きになってしまいますが、他の委員の方々の話はとても前向きなので、私も少し前向きな話をしたいと思います。私は国際派ではありませんので、国内の話をします。平成５年から６年ころに青森県警察で警務部長という立場にいましたが、観光という点で、東北では県を越えて東北の祭りという形で広域的な連携がされているという印象を持っていました。あるいは、福岡で勤務していた際には、ＪＲ九州の唐池社長、現在は会長になられていますが、ななつ星という列車でも有名ですが、鉄道網で九州を広域的に観光振興されていました。私は大阪生まれ大阪育ちですが、先ほど来、各委員からお話がありましたとおり、目立つ世界遺産に認定されるかどうかという観点とは別に、大阪にはレガシーというか、街の中にも世界的にすごく魅力のある要素がたくさんあります。かつ、鉄道などのハードも、これだけ充実している地域はないと思います。そういったものが連携することによって、大阪ＩＲは１つのダイナモというか発動力になって、それを鉄道網等で送電して、広く効果を及ぼす、そして、効果が及ぶ地域、地域でそれぞれ大阪ＩＲの効

果を活かす、つまり、広域的に展開すれば、関西の経済というのは大きく復興・発展し、それも長期的・永続的なものになると思います。福岡、熊本で警察本部長をしていましたが、廣瀬委員から九州まで入れるというお話があり、私、大変気が楽になりました。もっといえば昭和の時代に徳島県警察で捜査2課長をしております、徳島には天保山から高速船に乗ればあつという間に着きます。あるいは陸のルートとしても淡路島経由があります。そういった意味で、IRを起爆剤といいますか、MICEも含めてですけれども、そういった観点で大阪府下の各自治体の首長の皆さまにも大阪IRがそれぞれの自治体にとってもチャンスだと思っていただければと考えております。今まで持っているレガシー、あるいは新たに呼び込んでくるようなもの、そういったものを広域連合としては座長から近県の知事の皆さまにかかる話もありましたけれども、ぜひとも大阪府内の自治体の方、あるいは関係事業者の方々がこれをチャンスだという形で生かしていただければ幸いと考えております。政府も日本全体と言っているわけです。関西、西日本という広域的な観点から、レガシーを活用するとともに新たな資産をつくっていくという形で、このIRの積極面を最大限に活用するように、それぞれの当事者の方々が自分のこととして考えていくような展開となれば、大阪IRが関西の経済界全体としても、西日本全体としても、更には日本全体としても、大変意味のある事業になっていくと思いますので、そういった議論も進めていただければありがたいと思っております。

以上です。

○溝畑座長 宮城委員、お願いします。

○宮城委員 本日は、お手元に議題2の関係で大阪商工会議所配付資料というA3の資料を用意いたしましたので、これをお手にとっていただければと思います。第1回目の会合で、大阪商工会議所としてこの会議では基本的なところからお話を申し上げますので、ぜひとも嫌がらずに耳をかしてくださいというお話を申し上げましたけれども、まさに今日その基本的なところからお話を申し上げたいと思っております。

お話を申し上げたいのは、大阪商工会議所の考える懸念と課題についてでありまして、実はこの資料は、大商として平成23年度、25年度と二度、ツーリズム振興委員会のもとに専門家を入れた検討会を大商で開催いたしました。IRのプラス面とマイナス面、両方にわたる議論を重ねてまいりました。また、商工会議所は議員制度をとっていますが、昨年末から、その議員の方からのヒアリング、そして先月は会頭、副会頭、常議員の方々によりますIRに関する意見交換会も開催させていただきました。本日お配りした資料はそうした検討会や

意見交換会において出された意見を、懸念あるいは課題として取りまとめたものでございます。全部説明すると長くなりますので3つの事項に分けて申し上げます。

まず第1の観点ですが、カジノに対する社会的な懸念についてであります。やはり一番多く、また大きく懸念が出されたのがギャンブル依存症の問題でありまして、ギャンブルのみならず総合的で包括的な抜本強化対策を求める声が非常に多くございました。反社会的勢力の排除の点もそれは同等であります。右の課題のところに書いてございますけれども、依存症予防のために、シンガポール並みの排除プログラム、あるいはメルボルンでは専門家が駐在をしているなど、こういうことを参考にして考える必要があるのではないかと考えております。

それから第2のポイントは、I R導入が本当に大阪府・市の経済的価値の向上につながるのかという懸念でございます。懸念のところに富の流出や、新たな負の遺産ができるのではないかと、I R事業の将来性はどうか、継続できるのか等々の点が出されておりますが、それに対する課題で2つ目のところ、新たな負の遺産のところに書いてありますけれども、やはり長期にわたる再投資を担保させるような契約と仕組みが必要ではないかと。そして、万一の場合の撤退についても、その条件は明確にしておかないといけないのではないかとというような意見がございました。それから、I Rについては、カジノの施設はI Rの一部にとどめて目立たせないようにし、これは3世代が楽しめるというようなことでありますが、I Rのゲーミングの割合を低くするようにして、カジノ以外のM I C Eやエンターテインメントの魅力をどう高めていくかということが大変重要ではないかということでございます。そうすることのためにも、課題の一番下に書いてありますけれども、I R事業者の方と、これは策定時だけではなくて年間のということでございますけれども、事業計画等の策定や評価に、行政のほかに経済界も関与できるような仕組みが必要ではないかという意見がございました。

それから第3のポイントは、I Rができたことによって地域全体の振興に資するために必要な観点です。課題のところに書いてございます、もう本日議論にも出ていますが、I Rによる経済効果を地域全体に波及させるためには、やはり納付金の活用、使途、産業や文化・歴史資産の振興や保護の財源に充てられることが大切ではないかと。それから、地元との共存共栄を考えると、やはり地元の調達率や、あるいは中小企業の方からの調達率の目標が導入できないかというようなお話もございました。そして、当然大阪だけではなくて、I RができることがI Rエリア外への観光の誘導策や、それから周りのベイエリアの開発戦略の策定というものを検討していかなければいけないのではないかと意見も出されてい

ます。

全部をご説明できないので恐縮でございますけれども、こうした出てきている懸念や課題に対しまして、ぜひともこの懸念や課題を解消したり、あるいは十分に対応を講じていただいて、大阪のＩＲ基本構想にきちんと盛り込んでいただくとともに、これは国の責務のところに関わる問題もございますので、しっかりと法制として整備されるように強力に要請をしていただきたいと思います。と思っています。

以上でございます。

○溝畑座長　ありがとうございます。廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員　ご説明ありがとうございます。私のほうから大きく３点申し上げたいと思います。

１点目は産業振興の話ですが、先ほど大商さまからも、ＩＲが大阪の活性化の切り札と考える余地、成長産業や中小企業の活力強化策等々というお話ございました。全くそのとおりだと思います。ＩＲは、大きい起爆剤ですが、これだけで大阪が発展するのであれば何の苦労もないと思います。これからやはり大阪が、世界とどう闘っていくかと考えれば、やっぱりエンターテインメントよりもデジタル革命をどう乗り切るか、こちらのほうがよほど大事でありまして、これについても同友会の中でいろいろ議論していますが、今の状況であれば世界の名だたる企業に対し立ち向かうような企業が大阪から全くございません。勝てないと思っている人がたくさんいる。この前も少し議論していましたが、今、メガトレンドを作るような企業が１軍とすると、その周りに新しいトレンドと一緒に作っていかうとする２軍がいて、そういうところで作られた技術を何とか使っていかなければならないと思っている３軍がいる。大阪の企業はとりあえず３軍を目指しているのではないかと感じています。東京の企業は若干２.５軍ぐらいと言っていましたが、そのような状況でいいのかということだと思います。せめて２軍、場合によっては１軍も出せるようなことをこれから考えていくべきで、そのためにどのように夢洲も活用できるのかということ、一体として考えていくべきだと思います。ですので、１点目に申し上げたいことは、ＩＲを使ってどのように新しい産業を作っていくのかという観点をぜひ入れてもらいたい。同友会としては、これはウェルビーイングと言っていますが、先ほど井上委員からもお話がありました、例えばライフログを何とかして取って、それをもってエンターテインメント性を持たせながらデジタルの世界と融合して全く新しい会議を開催したり、夢洲のＭＩＣＥ施設で会議中に、寝そうになったら、そろそろ休憩を入れたほうがいいですよと機械が肩をもんでくれるなど、何か新しいことをいろいろ

ろと考えて、大阪は凄いと感じてもらうのが大事なのではないかと思います。ですから、ぜひこのI Rだけにとらわれず、全体の世界の潮流の中でどう大阪、関西が関わっていくのかという点についての観点も入れていただければと思います。

2点目は、先ほど勝見委員のおっしゃったこととかぶりますが、土地の問題であります。売却するのか、それとも賃貸にするのかということに関してですが、やはり売却ということになると、最初に資金面で非常に負荷のかかる話になりますので、業者からすればそっちに力がいってしまって中身が飛んでしまう。場合によっては表だけよく見せて、中身は全然だめということもあり得ます。ですから、土地に関していえば、むしろ業者負担はなるべく軽くして中身で勝負してもらおうという方向に持っていくべきで、そのためにはやはり賃貸のほうがいい、というより絶対賃貸であるべきだと考えております。

3点目は、先ほど少し申し上げたこととかぶりますが、コンサルです。東芝の問題を見ると明らかなとおり、細かいところでどれだけ棘を入れてくるのかということが勝負どころでございまして、一個でも見過ごすと大きなリスクがかかってくるのが今の世の中でございます。最終的に、I R業者と契約締結するとなると相当膨大な量の契約書を交わすことになると思いますので、そのときにこちらの見目が曇っているとリスクだらけということになるため、ここに関してはしっかりとコンサルを入れていくべきです。例えば、契約書を交わす時に英語ではなく日本語でやるなど、少しでも、こちらの土俵で進められるように、ある程度考えていったほうがいいのではないのでしょうか。

以上3点申し上げます。

○溝畑座長 ありがとうございます。一通りこの後、議題がございますので、今おっしゃっていただいた点で、多くの皆さまで共通されているのは、2050年、2100年を見据えた中長期的なグランドデザインをしっかりと描こうということです。また、勝見委員、廣瀬委員、宮城委員で共通されていたのは、今後、産業の育成をしっかりとやっていくということです。産業を作っていく、そしてまた夜間経済の問題や、単にI Rにとどまらず日本経済の中で我々はどうやって進化してイノベーションを起こしていくのか、ここがやはり皆さまの大きな共通の思いだという感じがいたしました。

私から気になりましたことを少し申し上げておきますと、先般、関空の社長とお話をしたところ、関空も将来的に関西のハブとして、西日本をターゲットとしたアジアのハブをめざしているようです。となりますと、2100年のグランドデザインを描くに当たって、やはり交通体系ですね。2100年を見据えた交通体系がどうあるべきか、これはもうこうあるべき

というよりも、かなり腰をすえた議論をしておく必要があるのではないのでしょうか。先般、万博に合わせた海上輸送が新聞に少し出ていましたが、今後、四国、九州を含めて海上、陸上、航空といった交通体系をどうしていくのか。2050年を見据えて、中長期的な陸、海、空の交通体系がどうあるべきか、このような視点がこの基本構想を固めるに当たって必要かと思います。

それから、2点目として、観光人材をどうやって育成していくのか、確保していくのかという視点も持っておかないといけないなと思いました。

そして3点目が、新しい観光のスタイルとして、日本らしい、そして世界の中でもこれという新しいニューツーリズムをクリエイトする場所だということかと思います。先ほど坂本局長からも話がありましたけれども、そう考えますと、このI R施設というものの定義を少し広げて、観光振興等に資するということで、もっと大阪らしい、こんな施設もI R施設に入れたらいいのではないかという議論も積極的にしていったほうがいいのではという感じいたしました。

局長、どうですか。追加することがございましたら。

○坂本局長 今、座長からお話がありましたように、議論の中では、基本的に大きく3点ほどあると思っております。競争することと、一つは先ほどもありましたが、中期的、長期的な視野が非常に大事だという点。これは谷岡委員からも進化の余地のあるI Rというご指摘がございましたし、また、宮城委員からも長期の再投資を担保できるシステムが必要だというようなこともございました。やはりそういう意味では、開業期だけにとどまらずそれを持続的に、そこから発展、経済成長につなげていくようなシステムが非常に大事だと認識をしたところでございます。

2点目は、廣瀬委員からもありましたが、産業振興にどうつなげていくのかという点です。これは私ども夢洲まちづくり構想の中でも、この夢洲をいわゆるビジネスのショーケースとして位置づけて、いろいろな新たな付加価値の創造といったこともこのエリアを中心に進めていきたいと思っておりますので、そういった視点も非常に重要だと認識しております。

3点目は、樋口委員から大阪のまち、府内の自治体ということもございましたし、あるいは四国、九州なども含めて、広域的なネットワーク、観光のネットワークをどのようにつなげていくのか。それから、座長からも交通ネットワークについてありましたが、そのあたりも含めた議論が今後必要ではないかと感じたところでございます。

以上でございます。

○溝畑座長　ありがとうございました。

それでは、資料３のギャンブル等依存症に関する検討状況等について、事務局より報告をお願いします。

○井谷課長　推進課長の井谷と申します。私からギャンブル等依存症に関する検討状況等について、資料３のご説明をさせていただきます。

まず、国の検討状況について、政府・与党では官房長官を座長とするギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が昨年設置されまして、昨年度末にギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理を行い、具体的な対策や実施方法については本年夏をめどに取りまとめるという方向で検討が進んでおります。また、ギャンブル等依存症対策基本法案ということで、与党ワーキングチームにおいて法案骨子が今般取りまとめられたところであります。議員立法による今国会での法案提出、成立をめざした動きが出てきております。

また、厚生労働省の具体的な取り組みといたしましては、昨年、依存症対策推進本部を厚労省の中に設置して、まず、ギャンブル等依存症に関する実態調査が全国11都市で昨年行われております。平成25年度にも行われていますが、成人のギャンブル等依存症が疑われる割合が、速報では前回は4.8%、今回2.7%ということであります。平成29年度は規模を拡大して約1万人の調査を行い、本年夏に調査結果が取りまとめられるということを聞いております。また、厚労省の予算については、昨年度1.1億円の予算に対して今年度5倍の5.3億円の予算が措置されておりまして、全国に治療拠点に67カ所、また相談員を67名配置するほか、相談支援対象者や医療従事者の研修などの活動について、予算が措置されている状況です。

一方、大阪府内の取り組みですが、実はこれは、事務局で関係部局等のヒアリングや課題調査を行っているところでありまして、次回以降に我々の現状、課題を整理した資料を提案させていただきたいということで、今準備を進めているところであります。課題としましては、IR事業者の条件づけや、あるいは青少年教育、普及啓発・相談、治療といったところで想定される関係部局に、現在調査を行っているところであります。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

○溝畑座長　ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、質問、意見含めまして何かございませんか。

先ほどから新しい大阪、関西広域観光、24時間経済と、今までにない新しい社会再生ができるということでございますが、樋口委員から、特に治安の問題、青少年健全育成を含め

てお気づきの点がございましたら。まず皮切りは樋口委員からお願いしたいと思います。

○樋口委員 全くシナリオがないので何を発言していいのか分からないのですが、前回もお話ししましたとおり、ギャンブル等依存症という時に、国では、ギャンブルと、いわゆる遊技とを分けています。「遊技への依存」ということを警察庁が認めたので、そういう意味で「ギャンブル等依存」ということになったように思います。「遊技への依存」ということになれば、警察もその対策を考えていくべきでしょうが、私は前回も言いましたとおり、警察を代表する者ではありませんし大阪府警察を代表する者でもありません。ＩＲ推進局において、カジノの依存症という特化したものでなくて、幅広いギャンブル等依存症について議論されるのであれば、もう少し関係部局を広くすることが必要だと考えます。一方で、閉鎖的な、あるいは入場規制等々もできるＩＲの中のカジノの依存症対策はアプローチの仕方が随分と違うのではないかと思います。共通する施策・方法もあるでしょうが、そういった点でよく切り分けして依存症対策を議論されたほうが良いのではないかと私は思っております。繰り返しますが、幅広い依存症対策も必要ですけれども、ＩＲの特にカジノの依存症対策ということについてはアプローチの仕方が違いますし、具体的な手段、方法もおのずから異なってくる、そういうことを踏まえて、特化した議論も必要だと思います。

いろいろ思うところはあると思いますが、アプローチの仕方を特化して、大阪発で進めていただきたい。国でもいろいろと議論されていますが、先ほどから出ているＩＴを利用した形での入場規制ということも、パチンコや遊技機の入場規制と、ＩＲ、特にカジノの入場規制では、そのやり方、方法が全然違うと思います。ＩＴというものをどう利用するのかについても、ＩＲ、特にカジノは閉鎖的なところですから、遊技場、公営ギャンブルと全く違ったアプローチで非常に効果的な対策が可能であると考えます。なお、ギャンブル等の依存症対策だけでなく、犯罪抑制ということについても、ＩＲ、特にカジノに特化した効果的なアプローチの仕方、方法があると私は思っております。

○溝畑座長 ありがとうございました。

それでは、井上委員、よろしくお願いします。

○井上委員 私は精神科医なので、やはり一番気になるのは依存という言葉です。ギャンブル依存なのか、それともアルコールやほかの既存ギャンブルも含めた依存なのかというところはすごく大きく違いますし、やはり考えておかないといけないのはクロスアディクトです。前も少しこの話になりましたけれども、お酒に依存する人とギャンブルに依存する人とが重なってきたり、非合法的な薬物に依存する人も重なってくるなど、様々な依存が関わってくる

ので、1つに絞ってやったらいいというものではまずないだろうと考えております。そうやってきた時に、検討するものがギャンブル依存だけなのか、それともいわゆる他の依存全てに対してアプローチしていくのかということで、かなり立ち位置が変わると思います。大阪府における取り組みにおきまして、一番上のIR事業者への条件付けについてはギャンブル依存に関わるということで我々が責任を持ってきっちりと何らか実施していく責務があると思っております。逆に、広域における青少年教育や普及啓発・相談については、もしかすると我々ではなく、例えばIRが基金をつくっていただいたものを利用する形で、もう少し薄くIRが関わっていくかもしれませんし、治療に至っては保険ですので、ハウツーというものを確立するところには役に立てると思いますが、どう考えても基本的に治療体制までここで議論するには大き過ぎると思います。ただ逆に、どこをターゲットにするのかということ をきっちり考えて依存症対策は考えていく必要があり、どんどんIT化、情報化社会が進んでいますので、今までにやったことのないような対策は打てる可能性があると思います。それをもしIRの中できっちりと整備することができ、依存症に至る過程や早期発見ができれば、それはギャンブルだけではなく、場合によっては他の依存症にも応用がきく可能性があります。そういうことも含めれば、私としては、依存症対策は特にIR推進局が中心となってギャンブル依存の一次予防のところをしっかりとやりつつ、この推進会議ではなく府全体として、その下の青少年教育、普及啓発等々について連携をとっていくという形で、立ち位置を明らかにして話を進めた方が具体的に進むのではないかと考えております。

以上です。

○溝畑座長 谷岡委員、どうぞ。

○谷岡委員 まず初めに、ギャンブル依存症の問題は、海外のほとんどの国においてはきちんとやっていけるという前提で、実際に行政が進んでおります。アメリカにおいても、どんどんギャンブルのできる場所が増えていったにも関わらず、ギャンブル依存患者は増えていませんし、むしろ減っています。皆さまご存じのように、シンガポールでも減ってきております。それは、若い頃の教育やいろいろなものがうまくできている。世界120ヵ国でうまくいっているものが、どうして日本でうまくいかないのかということは、声を大にして言っていただきたいし、そもそも、今、2.7%と言いましたが、それをつくり出しているのはカジノではないです。そのような罪を押しつけられても全然問題にならないわけです。ただ、これからの問題として、カジノが関わった時にどういうことが起こるのか、それは別の問題です。先ほど私が6段階、教育からアフターケアまで言いましたけれども、そのうちのどの部

分を何%地方自治体は賄うべきなのか、そのための財源はどうすべきなのか、そういう議論から実は始めないといけないと思います。国が面倒を見る部分、民間施設が面倒を見る部分。皆さまもよくご存じのように、例えばシンガポールでは、従業員がギャンブル依存症患者を見抜くための訓練を受けております。それが義務付けられているわけです。だから、例えばカジノ従業員に教育をすることについて、どこがお金を出すべきなのか、それはなぜなのかというロジックがないと、そもそもギャンブル依存症に対して何か法案を作って頑張らましようと言っても、精神的にみんなで何とかしましようというだけで、具体的には、そっぽを向いた業界は全然参加してこないと思います。特に、宝くじ業界は自分達がギャンブルであることすら認めておりません。ということは、競馬や競輪など、多少努力しているところもあることは認めるとしても、どこがどれだけお金を出すべきなのか、それはなぜなのかということがポイントの1つです。

この法案が、反対派のある人達から出てきた理由は、実は私がディベートをしかけたからです。今、500万人いると言っていますが、この人達をどうするつもりなのか、放っておくのかと。我々がこの議論を始めなかったら、あなた方は永遠にギャンブル依存症なんてないことにしよう、統計さえなければなかったことにしようという、それが日本人の一番悪い部分だと私は言い続けてきました。それはもう別途法案でやりますとなったので、では、誰がやるの、あなたがやるのと。全ての業界が何%出すということ、全部了解をとった上で、あなた方が法案を進めるのにこれから10年、20年かかるのと。では、その間放っておくのかということが正直なところですよ。

ただ、カジノ業界に関して言えば、レスポンシブルゲーミングの動きから、自分達で作出したもの、本来なら自己責任の部分もあるでしょうが、とにかく何とかしていこうと。大人になり切れない大人をケアしていきましょうという動きになりましたので、では、国は、地方は、民間事業者はどれだけの部分に責任を持つのか、例えば、広告規制や治療は国で、予防教育や早期発見は地方など、そういうことをはっきり議論しないと、どこからでも突っ込みどころが満載になります。

もう一つ申し上げますと、1996年に、アメリカでギャンブル依存症が増えている、減っている、これがいい、これが悪い、そういった論文が山ほど出回って、時のクリントン政権においてナショナル・ゲーミング・インパクト・スタディ・コミッションという委員会が連邦政府の中にできました。それは約500万の予算化をしたのですが、8人の委員はギャンブル賛成派と反対派をバランスよく選ぶことという最低条件がまずついておりました。そ

の中で、上院議長が3名、下院議長が3名、大統領が2名指名し、合計8名で3年間いろいろなところを調査したり人々を呼んだり論文をチェックしたりして、最終結論を出した報告書が99年に出ました。皆さまもインターネットでナショナル・ゲーミング・インパクト・スタディ・コミッションレポートをチェックすれば分かりますけれども、その中の結論は、新しくカジノができた地域で犯罪が増えているという証拠はまずない。むしろ減っている。ギャンブル依存症に関しても、一番の問題は、街中の小さなバーやホテルのロビーなどに存在するコンビニエンスゲーミングである。コンビニエンスギャンブラーという言葉を使っていますが、例えば、今、オーストラリア、ルーマニア、どこへ行っても、ちょっとしたバーに行けば機械が二、三台置いてある。それが一番のギャンブル依存症の理由なのだということが、はっきり書かれております。だから、そういった事実をきちんと踏まえた上で、原因は何なのかということを検討する必要があります。今回は、日本でまだデータがないため、どのような人が、どのような形で、どのような理由で、どのようなプロセスで、依存症になるのかということが、日本人に関しては全く分かっておりません。そういう意味においては、いいチャンスだと考えております。

私のコメントは以上です。

○溝畑座長 それでは、今、依存症対策についてご意見が出ましたが、まず言えることは、先ほどまさに谷岡委員がおっしゃっていましたが、これから正しいデータをしっかりと集める、もしくは、世界の実態を含めてしっかりと説明していくということです。それから、具体的にどうするのかというところは、今、国で法案が作られておりますが、より具体的には、先ほどおっしゃられたように、国、地方公共団体、IR事業者、そして民間施設などがどのような役割を担い、どのように具体的に財源措置をしていくかという、このあたりも我々が問題意識を持って、しっかりと国と向き合っていくことが大事ななと思いました。

次の議題に移らせていただきます。資料4、今後の進め方につきまして事務局より報告願います。

○那須参事 それでは、資料4、今後の進め方についてご説明をいたします。

まず、国の動きにつきましては、資料1でもご説明いたしましたとおり、今後、月2回程度推進会議が開催され、夏ごろに大枠を取りまとめる予定となっております。そうした国の動きを注視しながら、今後、大阪のIR推進会議といたしましては、9月のIR基本構想（案）中間骨子、12月のIR基本構想（案）の取りまとめに向け、おおむね10月を除き毎月1回程度の頻度で開催していきたいと考えております。

なお、この会議での今後の検討内容につきましては、資料の下に書いておりますとおり、I R 基本構想（案）の策定に向けて、各項目に係る議論を順次進めていくほか、国の動向に関する情報の共有化を図りながら、必要に応じて国への要望事項等について議論を行っていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○溝畑座長 ただいまの今後の進め方につきまして、ご質問、ご意見はございますか。特になければ、このとおりでございまして、先ほど樋口委員からもご指摘がありましたけれども、諸課題につきまして、関係部局との進捗状況などの議論がありましたら、また随時報告をしていただきたいと思います。特に、夜間経済の問題や、樋口委員がおっしゃいました治安対策など社会問題対策です。このあたりは、この後、説明がありますが、府民セミナーの中で恐らく意見が出たりしますし、また大阪商工会議所がまとめられたペーパーもございますけれども、この質問や意見が、恐らく皆さまが思われている疑問にもつながってきますので、こういうものに対して、しっかりとどうやって説明していくのかという視点を持ちながら、これからいろいろな情報のキャッチボールをしっかりとさせていただきたいと思っております。

○坂本局長 特に6月、第3回の中では、今、お話がありましたように、関係部局にいろいろな形でヒアリングを実施してございますので、その内容についてご報告させていただきまして、依存症対策、先ほどからいろいろな視点でご指摘をいただいておりますが、この点について集中的に議論いただければと思っております。リスクを最小化するという観点でどういう形をとればよいか、特に、カジノとカジノ以外ではアプローチがいろいろと違うのではないかとご指摘もありましたが、そのあたりについて、先ほども座長からございましたように、国、地方、事業者、それぞれの役割を、国の法案の審議の状況も見ながら、この推進会議の場でしっかりとご議論いただければと思っています。

○溝畑座長 それでは、次に、資料5の府民理解セミナーの実施につきまして、事務局より説明をお願いします。

○井谷課長 それでは、資料5の府民理解セミナーの実施についてです。I R＝カジノということで、いろいろな世論調査においても、反対が賛成を上回っているという状況で、我々としては、I Rがもたらすプラスの効果であったり、あるいは逆に懸念事項に対してしっかりと対応しているという最小化に向けた動きであったり、そういったことを正しく情報発信して府民の皆さまにご理解いただくことで、I R立地に向けた機運醸成を図っていきたいと考えております。そのための府民理解セミナーを実施していきたいと考えておりまして、

具体的には、資料の開催概要の中にありますように、大きく3クールに分けて実施したいと考えております。この会議での議論の進捗状況にあわせて、正しく情報発信をしていきたいと考えていまして、第1クールが6月20日を皮切りに6月から8月、第2クールが10月から11月、第3クールが1月から2月を予定しております。まず第1クールについては、I Rに関する基本的事項ということで、国の動向や、なぜ大阪にI Rが必要なのかという基本的な背景、府・市の取り組み、夢洲まちづくり構想といった基本的な内容をしっかり説明してまいりたい。第2クールでは、国でI R実施法等の動きも出てくると思いますし、この場で出てくる基本構想の骨子の状況もあわせて、10月頃から実施したいと考えております。第3クールでは、I R基本構想（案）の取りまとめ状況を受けて、基本コンセプトや波及効果、あるいは懸念事項への対応などをしっかり説明してまいりたいと考えております。第1クールにつきましては、溝畑座長に講師になっていただき実施してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○溝畑座長 I Rを進めるにあたっては、府民、市民の皆さまにメリット、課題、懸念を十分にご理解いただき、進めていきたいと思っております。先ほどの大阪商工会議所からの懸念と課題の資料ですが、これらに対し適切に対応していくことが重要で、これをしっかりと整理してお答えしていくことで、例えば、国に対する制度設計を申し入れたりすることにもつながっていくと思います。今後も、市町村、経済界、民間事業者などの皆さまと積極的に意見交換し、理解を深めていきたいと思っております。

○宮城委員 セミナーなどの開催は非常に大事でございます。よく分かっていないという方もたくさんおられますので、よろしくお願いします。

○溝畑座長 ありがとうございます。

○谷岡委員 大商さまからの資料の各項目は、皆さまが懸念されることがたくさん書いてありまして、さすがによくまとめられていると思います。この人達がこういう質問を出してくる背景には、我々が嘘ばかりつくんじゃないという教授達の、また専門家達のいろいろな書いたものが実は影響しております。もういっそのこと、そういう人達を呼んできて、私とステージ上でディベートさせてくれるのが、正直言いまして一番早いです。ですから、そういう機会がもしあれば、ぜひ設けていただきたいです。例えばマネーロンダリングについて、過去10年、20年、30年という長きにわたって、ラスベガスはマネーロンダリングで、実際カジノが問題になったことはありません。問題になっている国もありますが、それはシステ

ムが少しおかしいのです。今回、例えば、福岡で暴力団が金塊についてどうのこうのといういろいろなことをやり、あれは間違いなく裏にマネーロンダリングがありますけれども、そういうようなことを、まず全体的に日本の国、金融システム全体でどうするのかという議論がないと、マネーロンダリングはどうしようもないです。ただ、過去10年間だけのデータを見ても、アメリカ、ネバダ、ラスベガスで起こったマネーロンダリングの事案は2種類で、たいしたことのない案件だけです。1つは小額紙幣を高額紙幣にかえたもので、これは麻薬の取引のときに20ドル、10ドルという金が乱れ飛びまして、それがトランクいっぱい20ドルであってもしょうがないので、1束の100ドルにしたいというようなケースが1つです。もう1つは、貸し金庫を使った現金の秘匿といえますか、各カジノには限度ここまでというレベルで貸し金庫を貸してくれます。それを、ラスベガスみたいに20カ所もカジノがありますと、20カ所で隠しますと結構な金額を隠せるわけです。それが数件、過去10年間で起こった、その2つだけです。それ以外に巷の学者達が一生懸命言っているようなことは一切起こっておりません。それだけは言っておきます。

○勝見委員 谷岡委員がおっしゃっていることというのは、本当にオープンな議論をしていこうということで、この会議もそうですが、少し懸念することがあるとするならば、今後事業者が決定する2年後や3年後まで、普通の公募のやり方をやっている、ずっと水面下で行って、府民には何の情報もないままにぱっと結果があらわれるという形になりかねない。ですから府民理解を得るためには、実際に事業者等がどんな提案をしているのかといった情報を、できるだけオープンな形にすべきです。難しい問題があるのは重々分かっています。しかし、そのプロセスをどう開示していくのかということは、すごく大事な話だと思っていて、そういう意味では賛否両論ありますが、アイデア公募的なものを途中で組み入れたり、シンガポールでいうリクエスト・フォー・コンセプトみたいなものを組み入れることなどを、多少議論してもいいかなと思っています。特に、大阪市はうめきたで国際コンペという形でオープンにやって、市民理解を得られるようなノウハウを持っているわけで、ここは特に大阪はどこよりも先行している部分があるので、オープンな議論をして、オープンな提案を市民、府民の中で共有して理解を深めながら事業者決定していくという、本当に国を代表するような選考過程をやっていく方がいいのではないかと思います。

○宮城委員 まさに勝見委員の言われたことと同じ意見を、大阪商工会議所の中でも強く言われる方がいまして、IR事業者の顔が分からない。したがって、黒く塗りつぶされた状態にいるものですから、そのクレデビリティなどについての理解が進まない。IR事業者の

顔というのはシンボリックな意味ですが、我々から見てもっと身近な形で、いろいろな情報なり存在なりを何とか得ることができないのかということについては、本当に工夫が必要かなと思っています。

○廣瀬委員 言わずもがなのことを申し上げますが、これから入札になると思いますけれども、その際に「一番入札価格が高かったから」というような理由だけでIR事業者を選ばないようにということを、申し上げたいと思います。

○坂本局長 今後、事業者公募というプロセスに進んでいくわけですが、その中で、競争性や公正性、今ご指摘がありました透明性と、この辺りの要素をいかにバランスよく実現していくかということが大切だと思っております。特に、事業者の顔というお話もありましたが、今回、事業者選定を先にするという形が想定されているということでございますので、そういった意味では、国においても、事業者選定をした上で、その事業者の具体的な事業計画を含めて地域社会における合意形成といった点も言及されており、そういうものも含めたIRの構想を府民の方、市民の方にしっかりと説明していく、それでご理解を得ていくというプロセスが非常に大事だと思います。

○溝畑座長 ありがとうございます。公正、透明、中立、可視化という部分と、国際競争というところでの機密性のバランスをしっかりととりながら、一方でこの法案の目的であります世界最高水準の観光施設、MICE施設、そこには建設に加えてその後の経営を含めた総合的なしっかりとした判断が要するという、皆さま本当に示唆に富んだ発言がございましたので、これらをしっかりと踏まえて、会議の中で構想をまとめていくに当たっても十分に留意していきたいと思います。

それでは次に、最後の報告となりますが、参考資料3、IR推進局における事業者対応等指針について事務局より報告をお願いします。

○那須参事 それでは、先般当局で策定いたしましたIR推進局における事業者対応等指針につきまして、1ページ冒頭の指針のポイントに沿ってご報告させていただきます。

まず、策定の趣旨でございますが、大きな投資を伴うIRの誘致を行うという局業務の特殊性に鑑み、IR事業者の選定にかかわる業務に関し、公平性、公正性を確保するという観点から、既存のルールに加えて、IR推進局の職員に適用する事業者対応指針を策定いたしました。その主な内容といたしましては、まずは番号1のとおり、事業者からの提案などに当たりましては、公平性を確保するため、目的や期間を定めた上で行うこととし、あらかじめ当該期間などを局のホームページなどで周知することとしております。また、番号2のと

おり、事業者提案や面会の実施に当たり、原則として庁舎内において2名以上で対応するなど、その手続や順守事項を定めております。さらに、番号3のとおり、面談記録の作成、報告など、事業者提案や面会の事後チェックを規定するとともに、順守状況についてチェックシートにより定期的に自己点検を実施することとしております。

詳細につきましては2ページ以降に記載させていただいておりますが、当局といたしましては、本指針に基づき、府民の疑念を招くことのないよう適正な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

事務局の指針でございますが、先ほど私が申し上げました公正、透明、中立、可視化をしっかりやっていくという方針の表れでございます。また、我々IR推進会議の委員につきましても、同様に高い規範意識を持つ必要がございますので、この指針にのっとってしっかりとした対応をしていくということについてもご理解いただきたいと思います。

時間がいよいよ迫ってまいりまして、残り時間が5分から10分になりましたけれども、全体を通しまして皆さまご自由にご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○勝見委員 IRを国際水準のIRにと、何度も溝畑座長も強調されていますが、ならば依存症対策も国際水準でというか、逆に言うと、井上先生がいらっしゃる大阪市大などがありますし、依存症研究のメッカが大阪なのだというぐらいまでやるべきではないでしょうか。実際に、例えば、この間も4月に京大で、これまでどちらかというと治療や予防や臨床の話が多かったのが、基礎研究などでも京大はかなり研究が進んでいたりするなど、関西は割とそういう素地がある場所かなと思っています。そのあたりは井上先生からまたお聞きしたいと思いますが、そういう意味で、依存症研究について関西全体でしっかりと地に足をつけた方針を、大学や研究機関と自治体も一緒になってやっていくべきかと思いますが、いかがでしょうか。井上先生にもご意見お伺いしたいと思います。

○井上委員 まず、私の理解の範囲となりますが、依存症は歴史の中で、医者として関わりたくない部分、特に薬物などが絡んできますので、少し置いていかれていた部分があったと思います。それに対しまして最近では、依存症では脳の中のどこの部分が活性化するのか、例えばお酒を飲めばどこの部分が活性化し、よく似たものを飲んでも同じようにその部分が活性化するというように、脳機能から様々な知見が出てきております。ですから確かに勝見委員からご指摘いただきましたように、もしご協力がいただけるのであればカジノに来られる

方のインフォームドコンセントをきっちりとして、画像的研究や行動学的研究をすることによって依存症の脳機能もしくは行動学的な検討を行い、それをもってまたほかの依存症にも応用していくような検討がおこなえるのではないかと考えます。関西にはいろいろな研究のベースがありますので、そのようなセンターになっていくことは可能と思います。実際に関西の公立大学などはネットワークを作って研究会等を開催しておりますので、そのような様々なネットワークを使って研究をさせていただけるのであれば大変ありがたいと思っております。

以上です。

○谷岡委員 井上委員、ありがとうございます。古い話ですが、1960年にイギリスでギャンブル解禁の話が最初俎上に上った王立委員会があり、そこで話題になったのは、これから自己責任でやっていく大人の世界をめざしていこうということです。何でもかんでも禁止し、ここは近寄ってはいけません、これはやってはいけません、そのかわりに国が全部ペナルティを持ってという世界、これがパターナリスティックな世界とされていましたが、どちらかといえばリベラリズムの世界で、自己責任の世界に移行していきましようという動きが60年代にございました。それを受けて非犯罪化という動きがありましたが、その時に話し合われたのは、それでも大人になりきれない大人もいるため、そういう人達に関しては今まで以上に厳しくケアしていこうということを誓い合った上で、大人にはもっと自由を与え、そのかわり自分で責任を取っていただきましようという動きになりました。だから、まず根本哲学として、大人は自分で責任をとるものだということは、言ってしまうと簡単です。そうは言っても、行動学的に突き詰めて言えば、もっと何か別のメカニズムがあるのではないかと、1,000人いたら10人ぐらい風邪をひくのと一緒で、やっぱり必ず誰かがなるのではないかとこの考え方のほうが主流になっております。そこにおいて、例えば携帯やスマホへの依存もぜひ入れて欲しいのですが、次のように考えて欲しいのです。全ての依存が悪いのかといいますと、母ちゃんに依存している父ちゃんは別に仲が良いだけで、悪くも何ともないわけですが、また、ラーメン食べ歩きを生きがいにしている人は、健康によくないことをしているわけですが、それは別に本人の勝手なわけです。と言うことは、どこからが病気で、どこからが大人で、どこからが子どもかということです。とにかく、ギャンブルでもやり過ぎて家族に迷惑をかけてはいけない、周りに迷惑をかけてはいけない、そのレベルがどういう線引きなのかという問題だということを、まず基本的に私としては提言しておきたいと思います。

○溝畑座長 安倍総理も世界最高水準のカジノ規制をしっかりとやっていこうとおっしゃっておりますので、ギャンブル依存症対策については法案で国、地方公共団体、ＩＲ事業者の責務というところがこれから整理されていきます。地方公共団体としても積極的な役割を担って、世界最高のしっかりとした管理規制をやっていくということについては、委員の皆さまの共通認識であり、これから整理をしていくということでございますので、その際は井上委員、谷岡委員、樋口委員、ぜひよろしくお願いします。

一通り議題が終わりまして、時間がまいりました。それでは、これをもちまして第２回のＩＲ推進会議を終了したいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

○坂本局長 本日は活発なご意見、ご指摘ありがとうございました。本当にさまざまな観点から意見をいただきまして、示唆に富む内容だと思います。本日の内容を踏まえまして、また次回以降議論を深めてまいりたいと存じます。

また、国への働きかけ等につきましては、必要なタイミングで私どももしっかりと動いていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○司会 それでは、これをもちまして第２回ＩＲ推進会議を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会